

ウエルシア介護サービス指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 ウエルシア介護サービス株式会社が開設するウエルシア介護サービス指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われることとされている。

このため利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行うこととする。

介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう公平中立に行うこととする。

事業の運営に当たっては、新座市、居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組み等との連携を図ることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ウエルシア介護サービス指定介護予防支援事業所
- 2 所在地 埼玉県新座市野火止6丁目16-15 2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する担当職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤1名）

管理者は、事業所の従業者の管理・利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

- 2 担当職員 4名（常勤4名（保健師・社会福祉士・介護支援専門員））
担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 1 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 2 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 3 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画を作成する。
- 4 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- 5 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 6 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施する。

（指定介護予防支援の利用料その他の費用の額）

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

野火止5～8丁目

(苦情処理)

第9条 事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 1 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 2 事業者は、前項の損害賠償のために、東京海上日動火災保険株式会社の損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：営業所管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (5) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (6) その他虐待防止のために必要な措置
- (7) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第12条

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業者は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1か月以内
- 2 継続研修 年1回
- 3 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業者は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 5 事業者は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はウエルシア介護サービス株式会社の代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

改定 令和 6年 4月 15日